

支給期間は  
12月31日まで

## 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が対象 傷病手当金を支給しています



国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を12月31日まで延長。10月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

- **対象** 次の要件を全て満たす人
  - ▶ 国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人
  - ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある人
  - ▶ 勤務先から給与の支払を受けている被用者で、全額または一部の支給を受けられなかった人
- **支給期間** 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の

- **期間**
  - ※ 就労できなかった期間の4日目が1月1日～12月31日の期間に属することが要件です
- **支給額** 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

\* 申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

10月31日まで  
期間延長

## 温泉宿泊施設等利用促進事業

日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成



市では、自粛ストレスの解消と市内温泉宿泊施設や物産観光事業者の経営支援を行うため、市内温泉施設などを利用した場合の費用を助成しています。

10月1日から、県の「岩手(じもと)に泊まるなら地元割クーポン」が3,000円に増額されたことに伴い、市の宿泊支援額を2,000円に変更。さらに、助成期間を10月31日まで延長して実施します。

\* 国の「GoToトラベル事業」による助成と併用できる場合があります

- **対象** 県民または県内事業所に勤務する人
  - ※ 団体利用の目安は20人程度
- **助成期間** 10月31日(土)まで
- **助成額**
  - 日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円
  - ※ 2,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

- 宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり2,000円
- ※ 4,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

- **利用方法**
  - ① 利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約
  - ② 利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出
    - ※ 運転免許証や社員証など、居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください
  - ③ 助成額を差し引いた利用料を支払う

\* 利用申込書は、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

償還額の  
一部を支援

## 「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象 はなまき暮らしの継続応援事業



市では、岩手県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の償還額の一部を支援しています。

- **対象** 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人
  - ▶ 貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人
  - ▶ 4月～12月の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひとつ以上ある人

- **補助額・上限額** 貸付利用額の20%相当額を支援
  - 緊急小口資金…上限4万円
  - 総合支援資金…上限12万円
 ※ 総合支援資金の延長貸付利用者は、最大で上限24万円まで引き上げ

- **申請期間** 10月1日(木)～令和3年2月26日(金)

- **申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、▶ 岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書の写し▶ 収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)の写し▶ 振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

\* 準備が出来次第、対象者に申請案内を送付します

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)

## 一時的に資金が必要な人が対象 緊急小口資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

- **対象** 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯
  - **貸付上限額** 10万円
    - ※ 次のいずれかに該当する場合は20万円
      - ▶ 世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合
      - ▶ 世帯に要介護者がいる場合
      - ▶ 4人以上の世帯の場合
      - ▶ 小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合
  - **償還期間** 据置後2年以内(据置期間1年以内)
  - **貸付利子** 無利子
  - **保証人** 不要
  - **申込期限** 12月末
- \* 申込方法など、詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ】花巻市社会福祉協議会総合相談室(☎22-6708)

## 生活の立て直しが必要な人が対象 総合支援資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難となっている世帯に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

- **対象** 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
  - **要件** 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意していること
  - **貸付期間** 原則3カ月以内
    - ※ 状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長する制度があります
  - **貸付上限額** ▶ 単身…月15万円▶ 2人以上…月20万円
  - **償還期間** 据置後10年以内(据置期間1年以内)
  - **貸付利子** 無利子
  - **保証人** 不要
  - **申込期限** 12月末
- \* 申込方法など、詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ】花巻市社会福祉協議会総合相談室(☎22-6708)